

# 排水槽(汚水・雑排水槽)の管理

## 排水槽は6ヶ月に1度の定期的な清掃が必要です。

建築物環境衛生管理基準(ビル管理法)において排水設備(汚水、雑排水槽等)は6ヶ月ごとに1度定期的に清掃を実施することが義務づけられています。

(ビル管理法以外の建物も、それに準じて行うよう指導されています)

### その他確認事項

排水ポンプは正常に作動しますか？

警報装置は正常ですか？

悪臭・異臭は発生していませんか？

マンホール・槽内に破損や亀裂はありませんか？

チョウバエの発生はありませんか？

排水槽清掃・点検を定期的に行ない、排水槽・付属機器等の維持管理に努めましょう。

排水槽清掃及び排水槽に関する問題がございましたら、**☎日本水処理工業株式会社**まで。

汚水、雑排水槽をはじめ雨水槽・湧水槽・設備水槽の清掃にも対応致します。



2t・4t・10t  
バキューム・ダンパー車  
状況に応じて使用致します。

### 作業内容

- ・酸素濃度測定
- ・排水槽清掃
- ・清掃前後の写真撮影
- ・フロートスイッチ・電極に異常がないかの確認
- ・槽内亀裂および破損がないかの確認
- ・ポンプ作動確認
- ・消毒作業
- ・報告書作成

清掃作業に伴うし尿処理地域証明及びマニフェスト発行も致します。

関連作業：排水ポンプ交換、フロートスイッチ交換、電極交換  
マンホール交換、曝気装置、槽内ライニング及び  
コーティング等についてもご相談下さい。

お問い合わせ・ご用命は

〒530-0046 大阪市北区菅原町8-14

**日本水処理工業株式会社**

**TEL 06-6363-6330 FAX 06-6363-6372**

<http://www.mizu-shori.com>

担当者